

第百六十六回国会 参议院 农林水産委员会 会议録第四号

平成十九年三月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十日

紙 智子君

補欠選任

井上 哲士君

井上 哲士君

三月二十二日

紙 智子君

補欠選任

井上 哲士君

紙 智子君

三月二十三日

岸 信夫君

補欠選任

金田 勝年君

金田 勝年君

三月二十五日

紙 智子君

補欠選任

金田 勝年君

金田 勝年君

同日

委員 柏村武昭君は公職選挙法第九十条により退職者となつた。

出席者は左のとおり。

委員長 加治屋義人君

理事 常田 享詳君

委員 主濱 了君

和田ひろ子君

岩永 浩美君

国井 正幸君

段本 幸男君

野村 哲郎君

小川 勝也君

芝野 マルイ君

松下 新平君

福本 潤一君

渡辺 孝男君  
紙 智子君

国務大臣

農林水産大臣 松岡 利勝君

農林水産副大臣 国井 正幸君

大臣政務官 永岡 桂子君

農林水産大臣政務官 永岡 桂子君

事務局側 常任委員会専門員 鈴木 朝雄君

本日(の)会議に付した案件

○独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加治屋義人君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十三日、岸信夫委員が委員を辞任されました。

○委員長(加治屋義人君) 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。松岡農林水産大臣。

○国務大臣(松岡利勝君) 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案

の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

政府においては、これまで、簡素で効率的な政府の実現を図る観点から行政改革を積極的に推進してきたところであり、この行政改革の一環として、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針等において、平成十七年度末に中期目標期間が終了した独立行政法人の組織、業務全般の見直しを行うこととしたところであります。

この法律案は、こうした政府の方針を受け、平成十七年度末に中期目標期間が終了した農林水産省所管の独立行政法人のうち農林水産消費技術センター等三法人の統合及び森林総合研究所等二法人の統合を行うものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正であります。

農林水産消費技術センター、肥料検査所及び農薬検査所の三法人につきましては、農林水産物や食料品あるいはそれらの生産に必要な肥料、農薬、飼料等を対象として、技術的な検査、分析等の業務を行っているとの共通性があることにかんがみ、検査、分析能力の一層の向上など業務の効率的、効果的な業務運営を推進する観点から、これら三法人を統合することとしております。

第二に、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正であります。

現在、森林総合研究所において行っている森林・林業に関する試験研究等の業務と、林木育種センターにおいて行っている林木の新品種の開発等の業務について、両者の連携を図り、効率的、効果的な業務運営を推進する観点から、両法人を統合することとしております。

以上が、この法律の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(加治屋義人君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

一、独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

壤を」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「特殊土じょう」を「特殊土壌」に改める。

第五条第一項中「特殊土じょう」を「特殊土壌」に改める。

第十条第一項中「あつ、旋し」を「あつせんし」に改める。

附則第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

第二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百

十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表第四十二号中「特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法」を「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第三条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法」を「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成十九年三月三十一日の項を削り、同表平成二十二年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十四年三月三十一日

特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成十九年三月三十一日の項を削り、同表平成二十二年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十四年三月三十一日

特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。)の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十九年三月三十一日の項を削り、同表平成二十二年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十四年三月三十一日

特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表平成十九年三月三十一日の項を次のように改める。

平成二十四年三月三十一日

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法

附則第十条第一項の表平成十九年三月三十一日の項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二十四億円の見込みである。

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律

(独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正)

第一条 独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法

第一章

第一条及び第二条中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改める。

第三条中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改める。

第四条中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改める。

第五条中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改める。

第六条中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改める。

第七条第二項中「二人」を「四人」に改める。

第十条第一項中第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。

八 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に關する業務を行うこと。

九 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に關する技術上の調査及び指導を行うこと。

十 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

第十条第二項第一号中「並びに」の下に「同法」を加え、同項中第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条の二第一項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第三十三条の三第二項の規定による立入検査及び質問

三 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査

四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に關する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十七条第一項の規定による立入検査、質問及び収去

五 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第十七条第一項の規定による立入検査

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)  
第二条 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「研究等」を「研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等」に改める。

第十一条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条第二項及び第三項、第五条、第七条第二項並びに第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人肥料検査所(以下「肥料検査所」という。)及び独立行政法人農業検査所(以下「農業検査所」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「農林水産消費安全技術センター」という。)の相当の職員となるものとする。

(肥料検査所等の解散等)

第三条 肥料検査所及び農業検査所(以下「肥料検査所等」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において農林水産消費安全技術センターが承継する。

2 この法律の施行の際現に肥料検査所等が有する権利のうち、農林水産消費安全技術センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 肥料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)以下「通則法」という。)第三十二條第一項の規定による評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対してなされるものとする。

5 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間(通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)に係る通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出及び公表は、肥料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四條第一項の規定による評価は、肥料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

7 肥料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八條及び第三十九條の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。

8 肥料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。

9 前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を

行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において肥料検査所等の中期目標の期間が終了したものとして、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。この場合において、附則第九條の規定による廃止前の独立行政法人肥料検査所法(平成十一年法律第百八十六号)以下この項及び次条第一項において「旧肥料検査所法」という。)第十一條及び附則第九條の規定による廃止前の独立行政法人農業検査所法(平成十一年法律第百八十七号)以下この項及び次条第一項において「旧農業検査所法」という。)第十一條の規定に係る罰則を含むものは、なおその効力を有するものとし、旧肥料検査所法第十一條第一項及び旧農業検査所法第十一條第一項中当該中期目標の期間の次のとあるのは「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費安全技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第...号)の施行の日を含む」と、次の中期目標の期間における前条とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)第十條並びに附則第六條の二第一項及び第二項」とする。

10 第一項の規定により肥料検査所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(農林水産消費安全技術センターへの出資)

第四条 前条第一項の規定により農林水産消費安全技術センターが肥料検査所等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、農林水産消費安全技術センターが承継する資産の価額(同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧肥料検査所法第十一條第一項又は旧農業検査所法第十一條第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から農林水産消費安全技術センターに対し出資されたものとする。この場合において、農林水産消費安全技術センターは、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(農林水産消費安全技術センターによる国有財産の無償使用)

第五条 国は、この法律の施行の際現に肥料検査所に使用されている国有財産(国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第二條第一項に規定する国有財産をいう。)であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、農林水産消費安全技術センターの用に供するため、農林水産消費安全技術センターに無償で使用させることができる。

(林木育種センターの解散等)

第六条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所(以下「森林総合研究所」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 林木育種センターの平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績について

の通則法第三十二條第一項の規定による評価は、森林総合研究所が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、森林総合研究所に対してなされるものとする。

5 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出及び公表は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四條第一項の規定による評価は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

7 林木育種センターの平成十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八條及び第三十九條の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、森林総合研究所が行うものとする。

8 林木育種センターの平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、森林総合研究所が行うものとする。

9 前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において林木育種センターの中期目標の期間が終了したものであるとして、森林総合研究所が行うものとする。この場合において、附則第九條の規定による廃止前の独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第八十九号。次条第一項において「旧林木育種センター法」という。)第十二條の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるの

は「独立行政法人森林総合研究所の独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)第十条とする。」

10 第一項の規定により林木育種センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
(森林総合研究所への出資)  
第七條 前条第一項の規定により森林総合研究所が林木育種センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、森林総合研究所が承継する資産の価額(同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧林木育種センター法第十二條第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から森林総合研究所に対し出資されたものとする。この場合において、森林総合研究所は、その額により資本金を増加するものとする。

2 附則第四條第二項及び第三項の規定は、前項の資産の価額について準用する。  
(林木育種センターの職員から引き続き森林総合研究所の職員となつた者の退職手当の取扱いは)  
第八條 森林総合研究所は、施行日の前日に林木育種センターの職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号。以下この条において「整備法」という。)附則第四條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き森林総合研究所の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当

法(昭和二十八年法律第八十二号)第二條第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を森林総合研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が整備法の施行の日以後に林木育種センターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に林木育種センターの職員として在職する者(整備法附則第四條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き森林総合研究所の職員となり、かつ、引き続き森林総合研究所の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の整備法の施行の日以後の林木育種センターの職員としての在職期間及び森林総合研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が整備法の施行の日以後に林木育種センター又は森林総合研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(独立行政法人肥料検査所法の廃止)  
第九條 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 独立行政法人肥料検査所法  
二 独立行政法人農薬検査所法  
三 独立行政法人林木育種センター法  
(独立行政法人林木育種センター法の廃止に伴う経過措置)  
第十條 林木育種センターの役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。  
(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第十一條 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
第十六條第二項中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費技術センター」に改める。  
(肥料取締法の一部改正)  
第十二條 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。  
第七條第一項中「独立行政法人肥料検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に、「検査所」を「センター」に改める。  
第八條第一項、第九條第一項、第十三條の第二項、第三十條の二の見出し及び同条第一項から第三項までの規定、第三十一條第四項、第三十三條の三第二項、第三十三條の五第一項第六号及び第八号、第三十三條の六(見出しを含む。)並びに第四十一條中「検査所」を「センター」に改める。  
(肥料取締法の一部改正に伴う経過措置)  
第十三條 施行日前に前条の規定による改正前の肥料取締法(次項において「旧肥料取締法」という。)の規定により肥料検査所に行わせた調査その他の行為は、同条の規定による改正後の肥料取締法(次項において「新肥料取締法」という。)の相当規定に基づいて、農林水産消費安全技術センターに行わせた調査その他の行為とみなす。

2 施行日前に肥料検査所に対してされた旧肥料取締法第三十三條の五第一項第六号に該当する行為は、新肥料取締法第三十三條の五第一項第六号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。  
(農薬取締法の一部改正)  
第十四條 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第二條第三項中「独立行政法人農薬検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に、「検査所」を「センター」に改める。

第六条の二第二項、第十三条の二(見出しを含む)、第十四条第三項、第十五条の三第二項、第十五条の五第一項第二号、第十五条の六(見出しを含む)及び第二十一条中「検査所」を「センター」に改める。

(農業取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行日前に前条の規定による改正前の農業取締法(次項において「旧農業取締法」という。)の規定により農業検査所に行わせた検査は、同条の規定による改正後の農業取締法(次項において「新農業取締法」という。)の相当規定に基づいて、農林水産消費安全技術センターに行わせた検査とみなす。

2 施行日前に農業検査所に対してされた旧農業取締法第十五条の五第一項第二号に該当する行為は、新農業取締法第十五条の五第一項第二号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第十六条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「独立行政法人肥飼料検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に、「検査所」を「センター」に改める。

第六条第一項、第十条(見出しを含む)、第二十二條第一項第五号、第五十三條(見出しを含む)、第五十七條の見出し及び同条第一項から第三項までの規定、第五十八條(見出しを含む)、第六十條第一項、第三項及び第六項、第六十二條(見出しを含む)並びに第七十三條中「検査所」を「センター」に改める。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行日前に前条の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(次項において「旧飼料安全法」という。)の規定により肥飼料検査所が行った検定又は調査

は、同条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(次項において「新飼料安全法」という。)の相当規定に基づいて、農林水産消費安全技術センターが行った検定又は調査とみなす。

2 施行日前に肥飼料検査所に対してされた旧飼料安全法第二十二條第一項第五号(旧飼料安全法第三十條第三項において準用する場合を含む)に該当する行為は、新飼料安全法第二十二條第一項第五号(新飼料安全法第三十條第三項において準用する場合を含む)に該当する行為とみなして、新飼料安全法第二十二條第一項(新飼料安全法第三十條第三項において準用する場合を含む)の規定を適用する。

(地力増進法の一部改正)

第十八條 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條の見出し中「検査所」を「センター」に改め、同条第一項中「独立行政法人肥飼料検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に、「検査所」を「センター」に改め、同条第二項及び第三項中「検査所」を「センター」に改める。

第十八條(見出しを含む)及び第二十五條中「検査所」を「センター」に改める。

(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)

第十九條 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改め、「独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農業検査所」を削る。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十三條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四條の三中「並びに独立行政法人林木育種センター」を削る。

別表第三独立行政法人林木育種センターの項を削る。

(林業種苗法の一部改正)

第二十四條 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「独立行政法人林木育種センター」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

(食品安全基本法の一部改正)

第二十五條 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「独立行政法人農林水産消費安全技術センター法」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター法」に改める。

(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二十六條 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五條中「独立行政法人林木育種センターを退職した者」は、独立行政法人林木育種センターの下に「及び独立行政法人林木育種センター」を加える。



第八部

農林水産委員会会議録第四号

平成十九年三月二十七日

〔参議院〕

平成十九年四月二日印刷

平成十九年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A